

対人援助者監督指導における事例作成要領

科目「対人援助者監督指導」では、受講者が、「対人援助者監督指導の機能を理解し、実践のための知識・技術を修得し実施できる」「個人対人援助者監督指導（個人スーパービジョン）と集団対人援助者監督指導（グループスーパービジョン）を実施できる」ようになることを目指して、演習を行います。

その際、受講者が作成した事例を題材として用いて演習を実施します。

つきましては、次の文書をよく読んで、各自事例を作成してください。

提出していただく事例は、次の表1、表2の項目のいずれかに該当する事例（複数該当でも可）を選択し、その作成をお願いします。終了事例、継続事例のいずれを選択してもよいです。

表1－スーパービジョンに求めるもの

① 援助の経過や方法を振り返り、今後の援助の方向を見出したい。
② これまでとは違う視点で、利用者や介護者・家族などの理解を深めたい。
③ 未完了な気持を整理し、完了させたい。
④ 援助者として自信が持てないので自信を持てるようになりたい。
⑤ その他 ()

表2－事例の8類型

① リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
② 看取り等における看護サービスの活用に関する事例
③ 認知症に関する事例
④ 入退院時等における医療との連携に関する事例
⑤ 家族への支援の視点が必要な事例
⑥ 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
⑦ 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービスや施設サービス等）の活用に関する事例
⑧ その他、上記以外の事例

★1 提出の〆切

提出期限：平成30年12月13日（必着）です。

★2 「対人援助者監督指導」では、スーパービジョンの演習を行います。その際、各自の事例を使います。持参する事例部数等については改めて通知します。

事例提出の意味と書き方

1. 事例をまとめることの意味

事例をまとめることには、次の意味があります。

(1) 「なぜ、その事例を選んだのか」を深めることで援助者自身の意識化されていない課題が見えてきます。その事例に対して「こだわり」や「ひっかかり」があって自分で未完了となっている場合には、事例検討を通じて完了することが目標となります。

(2) 事例をまとめることの意味は、援助を客観化し、事例提出者の学びにつながります。

2. 事例提出の仕方及び書き方

(1) 心がけること

事例検討会の参加者に、①利用者のイメージ（その人となり）、②援助経過のイメージ（利用者と援助者とがどのように向き合い取り組んできたのか）、が豊かに描かれるような事例提出を心がけましょう。

(2) 提出の仕方

提出事例は、A4サイズ用紙4枚から6枚程度で作成してください。作成に当たっては、提出例を参考にしてください。

事例報告する際には、書き表せなかった部分を口頭で付加しながら表現し、参加者がより豊かなイメージをもてるようになります。

(3) 個人情報の取扱について

個人情報の保護に関する法律が2005年4月から全面施行されました。この法は、個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供の場合には、原則として本人の同意を得ることを求めています。ただし、個人情報の匿名化を図ることで、利用者等の識別ができないものは個人情報とはみなされなくなります。

厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(2004年12月24日)によれば、個人情報に含まれる氏名、生年月日、住所等、個人を識別する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないようにすれば個人情報の匿名化が可能であるとしています。

(4) 事例の書き方

次の手順で事例を記載してください。

1) 事例にタイトル（標題）をつける

事例を表現するためのタイトル（標題）をつけます。例えば、「一人暮らしで認知症のある利用者への通所サービス導入までの援助」、「入所後、施設に馴染めず孤立しがちなAさん

へのQOL向上に向けた取り組み」などです。

2) 事例の提出理由と検討課題を提示する（5、6行程度）

この事例を提出することにしたのはなぜか、この検討会で何を検討して欲しいのかを箇条書きで列挙します。短時間のカンファレンスで目標達成するためには、検討事項を簡潔に、かつ明確に提示するのが留意点です。

3) 機関・施設等の概要

①地域特性、②機関・施設等の特徴、③事例提出者の立場、などを必要に応じて記載します。

4) 事例の概要

①基本情報 利用者名（例えばAさん、イニシャルは使わないこと）、性別、年齢など
※場所や個人が特定されるような情報の提供はしないこと

②紹介経路 いつ、誰（どこ）から、どのような経路、経過で依頼があり、どのような内容を受けたのか、書きます。

③疾病・診断名、既往歴 事例検討に必要な範囲で記載します。

④現在の身体・機能的側面の状況、精神・心理的側面の状況・状態

- ・ ADL, IADLの状況、認知症の有無とその程度
- ・ 介護保険の要介護状態等区分、障害者手帳の有無とその等級
- ・ 本人の意向、障害受容の状況

⑤生活歴、職業歴

※ 利用者のイメージを豊かにする上で重要

⑥家族歴と家族状況 図（ジェノグラム、エコマップ等）で示すとわかりやすくなります。

※ ジェノグラム（genogram）とは、家族及び親族の系譜を記号を用いて図式化したものです。

【標記方法】

	記号	意味
女性	◎	本人を示す
女性	○	本人以外の女性を示す
	●	死亡している女性を示す
男性	□	本人を示す
男性	□	本人以外の男性を示す
	■	死亡している男性を示す
婚姻関係	==	女性と男性を二重線で結ぶ
婚姻関係解消	=×=	女性と男性を結んだ二重線に×をつける

※エコマップ（eco-map, ecological-map）とは、利用者や家族や様々な社会資源との関係を地図のように表し図式化することです。

記号	意味
.....	弱い結びつき
_____	普通の関係
=====	強い結びつき
× × × × × × × × × ×	ストレスや葛藤の関係
→ (矢印で示す)	資源・エネルギーの向かう方向

⑦経済状況 事例検討に必要な範囲で記載します。

⑧住環境 事例検討に必要な範囲で記載します。

⑨関係機関・施設 事例検討に必要な範囲で記載します。

5) 支援経過

①初回面接：いつ、どこで、だれと、どのような内容について話したのか、また、支援者が利用者から受けた印象などを書きます。

②支援経過：支援の経過を節目ごとに小見出しをつけまとめるといいです。例えば、「第1期、ホームヘルプサービス導入開始まで」「第2期、通所サービス利用開始まで」あるいは「第1期、入所1週間」「第2期、他入所者とのトラブル発生とその対応」「第3期、個別支援計画の修正まで」。

より詳細な情報が必要な場合は、添付資料としてまとめます。例えば、支援経過の転機となつた場面について、どのようなやりとりが支援者と利用者との間であったかを逐語的に示すなどです。

6) 考察

事例提出者としては、振り返ってどのように感じているのか、事例検討で参加者から特に意見を欲しいと考えている点を書きます。

(事例のまとめ方) 参考例

氏名：○○○○

標題：「利用者からの事業者に対する要望がエスカレートし対処に苦慮している事例」

＜事例提出の理由＞

利用者からの要望事項の増加、内容の多様化などにより、介護保険給付サービスでの対応が困難となっているが、そのことをめぐり利用者との信頼関係が損なわれてきており、どのように対処していくべきか、助言して欲しいと考え本事例を提出した。

なお、本事例は、下表の①②③に該当するものである。

表1－事例検討会に求めるもの

① 援助の経過や方法を振り返り、今後の援助の方向を見出したい。
② これまでとは違う視点で、利用者や介護者・家族などの理解を深めたい。
③ 未完了な気持を整理し、完了させたい。
4 援助者として自信が持てないので自信を持てるようになりたい。

また、事例の8類型のうち「⑧その他」に該当する事例である。

＜検討課題＞

次の2点について検討したい。

- ① 介護保険給付サービスの理解を図り、無理なサービス要求を断るにはどうしたらいいのか。

介護保険制度では認められていない（不適切事例）サービスを利用者に求められるがままに提供してしまい、それを後から断るにはどうしたらよいか検討して欲しい。

- ② 利用者との信頼関係を回復するにはどうしたらいいか。

不適切事例であると利用者に説明し、サービス提供を断ったことで、利用者との信頼関係が損なわれてしまい、どのように回復すればよいか検討して欲しい。

＜機関・施設等の概要＞

診療所併設の居宅介護支援事業者、訪問看護ステーションあり

担当ケアマネは、経験年数5年（基礎資格は看護師）。

＜事例の概要＞

- ① 基本情報

Aさん、男性、70歳代前半、Y市市街地在住、妻と2人暮らし

- ② 紹介経路

1年前（2010年8月）、地域医療支援病院から退院するにあたって、「糖尿病による

血行不良が原因で左下肢切断の手術後退院し、妻と2人暮らしとなる予定。介護保険を使って生活できるようにして欲しい。」との紹介あり。紹介を受け退院前のAさんを訪問し、契約時の説明を行う。当事業者との契約を希望されたため、そのまま担当ケアマネとなる。

③ 疾病・診断名、既往歴、薬剤等

- 糖尿病、肝機能障害の既往あり
- インシュリン、血液循環改善剤

④ 現在の身体・機能的側面の状況、精神・心理的側面の状況・状態

- 補装具使用（使い慣れず嫌がる）。外出時は車椅子を利用。認知症なし
- 要介護状態1、身体障害者手帳1級

⑤ 生活歴等

60歳前半まで建設業に従事し、お酒が好きだった。50歳代になって肝機能障害、その後糖尿病の進行に伴い、飲酒量は減っていたがやめられなかった。主治医からは食事療法などの指導もあったが、Aさんは聞き入れず好きなようにやってきた。子どもたちは、就職、結婚で県外へ転出。16年前から夫婦二人暮らしになって現在に至る。

妻は夫の言うとおりにする人だが、小柄で力も弱く、家での介護には不安がある。術後、Aさんは無理を言うことが目立ち、妻をはじめ周囲の人を困らせている。

⑥ 家族歴と家族状況

家族構成	氏名	続柄	年齢	備考	
A	本人	70代前半			
B	妻	60代後半	専業主婦		
C	長男	40代前半	県外在住		
D	嫁	40代前半			
E	孫	中学生			

⑦ 経済状況

月の予算は2万円まで

ジェノグラムやエコマップについて手書きも可。
黒色のペンではっきりとわかるように作成すること。

⑧ 住環境

持ち家一軒家

⑨ 関係機関・施設

訪問看護ステーション、訪問介護事業者、居宅介護支援事業者、主治医

<支援経過>

① 初回面接

2013年8月某日、地域医療支援病院から、退院に際しての依頼を受けた。Aさんが退院前に外出をした際、Aさんの自宅でAさん夫婦と面接した。Aさんに意向をたずねると、「早く自宅で暮らせるようにして欲しい。」との希望を言われるが、妻は一人で看られるのか不安な様子。帰り際に「大丈夫でしょうか?」と言われたのが印象に残っている。

Aさんは術後、自宅での生活場面でどのような変化が予想されるか全く考えていない様子。介護保険制度の説明と事業者の説明をし、契約手続きを行った。

② 支援経過

第1期：サービス計画作成とサービスの利用開始まで（2013年8月～同月末日まで）

Aさんの意向、リハビリと身体管理、そして妻の負担軽減などを総合的に勘案し、デイケア、訪問看護の利用を提案した。提案に対して、Aさんと妻の了解が得られたので、サービス利用を開始した。

第2期：デイケアサービス利用とサービス利用中止まで（2013年9月1日～11月中旬）

Aさんがデイケアを利用し始めて、ようやく慣れてきた頃、他の常連の利用者と些細なことから口論となり、それを理由にデイケア利用を拒否された。トラブルの状況をデイケア施設に確認し、利用継続を説得するもAさんは応じず、デイケア利用を中止することとなった。

第3期：訪問系サービスのみによる生活支援（2013年11月中旬～2014年2月中旬）

Aさんは、他の通所サービスを含め利用を拒否し、訪問系のサービスのみを利用希望された。そのため外出支援も含め訪問介護の利用を提案した。Aさんと妻と、いろいろやりとりしたが、結局、身体管理を中心に訪問看護を利用し他の外出支援などを訪問介護で対応することとなった。

第4期：Aさんの訪問介護に対する要望の広がりとトラブル発生（2014年2月中旬～同年8月まで）

散歩などからはじめた外出支援であったが、喫茶店に行きたいなど外出先の要望が広がった。訪問介護員は、Aさんが喜んでくれるならとそれに応じていたようだ。徐々にその要望が広がるにつれ、訪問介護員としても対応が困難となり断ると「何で聞いてもらえないのんか」と納得されない。

訪問介護事業者からトラブルが起きたことについて報告・相談を受け、そこではじめて介護保険適用外の業務を行っていたことをケアマネジャーが把握した。Aさんにケ

アマネジャーから、あらためて介護保険制度の下での訪問介護サービスについて説明するが「今までやってくれてたじゃないか。なんでできないんだ。」と聞いてもらえない。

以来、Aさんとケアマネジャーとの関係もギクシャクした感じとなり、その状況が改善されなかつた。

<考察>

経過を振り返り、担当ケアマネジャーとして、Aさんのサービスの利用状況を十分把握していなかったことから、訪問介護事業者が介護保険適用外サービスを提供していることを知らず、対応が遅れてしまったとあらためて反省している。トラブル把握後、介護保険制度と訪問介護サービスの利用について説明をしたが、Aさんの理解を得るのが難しい状況だった。

Aさんの理解を得るには、今後どのように対処していくべきだろうか。また、Aさんとの関係を修復するにはどうしたらよいだろうか、みなさんから意見をいただきたい。